

松島運動公園施設使用料及び取扱い

平成 29年4月1日

施 設 名	料金単位	料 金 (円)		
		町 民	町外の方	
			平 日	土・日・祭 休日
野 球 場	グラウンド	1時間	1,000	2,000
	放送設備	同	150	300
	会議室	同	100	200
	選手控室	1室・1時間	100	200
多目的運動場 <small>(利用者が異なる場合の2面同時貸出はしない)</small>	全 面	1時間	1,000	2,000 5,000
	半 面	同	500	1,000 2,500
	フットサルコート	1面・1時間 <small>(全面貸と一体でフットサルゴール貸出)</small>	300	600 1,500 300 750
	照 明	2基(セット)・1時間	400	800 2,000
管 理 事 務 所	会 議 室	1時間	100	200
	シ ャ ワ ー	1 回	100	100
テニスコート	1 面	1時間	500	1,000
	学生 1面 <small>(町内居住又は町内学校の小・中・高校生)</small>	同	200	町外者は一般扱い (松高在校生は町民扱い) <small>(学生に大人が混じってプレイする場合は全員一般料金)</small>
	照 明	1時間	200	400

- ◎ 予約は原則として2か月前の月初めから受け付ける。年間行事として行う大会の受付は別途考慮する。
- ◎ テニスコートの松島高校在校生及びシャワーを除き、町外の方の使用料は2倍とする。
ただし、多目的広場に限り土曜日、日曜日、祝日、休日の町外の方使用料は5倍とする。
例 外
町内小・中・高校の地区大会以外の県大会や他地区的公の大会については、野球場(グラウンド)・多目的広場(全面)・テニスコートの使用料は、町民扱いとする。
なお、放送設備等付帯施設の使用料は規定通りとする。
- ◎ 利用時間が1時間に満たないとき、又は1時間単位を越える端数が生じたときの料金計算は1時間とみなし算出する。
- ◎ シャワーは一人1回とする。
- ◎ 予備日の取り扱い
予備日としての予約は、使用しない場合であっても町民料金を徴収する。
- ◎ キャンセルの取り扱い
 - ・野球場、多目的運動広場の予約をキャンセル又は自然条件に関係なく無断で使用しなかったときは、次の場合に限りキャンセル料として予約した時間料金の50%を徴収する。
 - ① 無断で使用しなかった場合
 - ② 予約日が平日の場合、前7日以内のキャンセル
 - ③ 予約日が土曜日、日曜日、祭日、休日の場合、前14日以内のキャンセル
 ・使用当日、天候やグランド不良等で使用できない場合はキャンセルの対象外とする。
 ・テニスコートについては、キャンセル取扱いの対象外とする。
- ◎ 町民・町外の料金区分
 - ・町民・町外の方の料金区分は原則として主催団体の所在地で、個人の場合は利用者総数の住所地が町内・町外いずれか2分の1を超える者の数で区分する。
- ◎ 新型コロナウィルス感染症対策のため、当日、利用者全員の体温測定を実施し当日窓口に報告することとする。